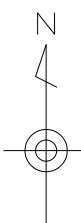


	05-01	05-02
	05-06	05-07
	05-11	05-12



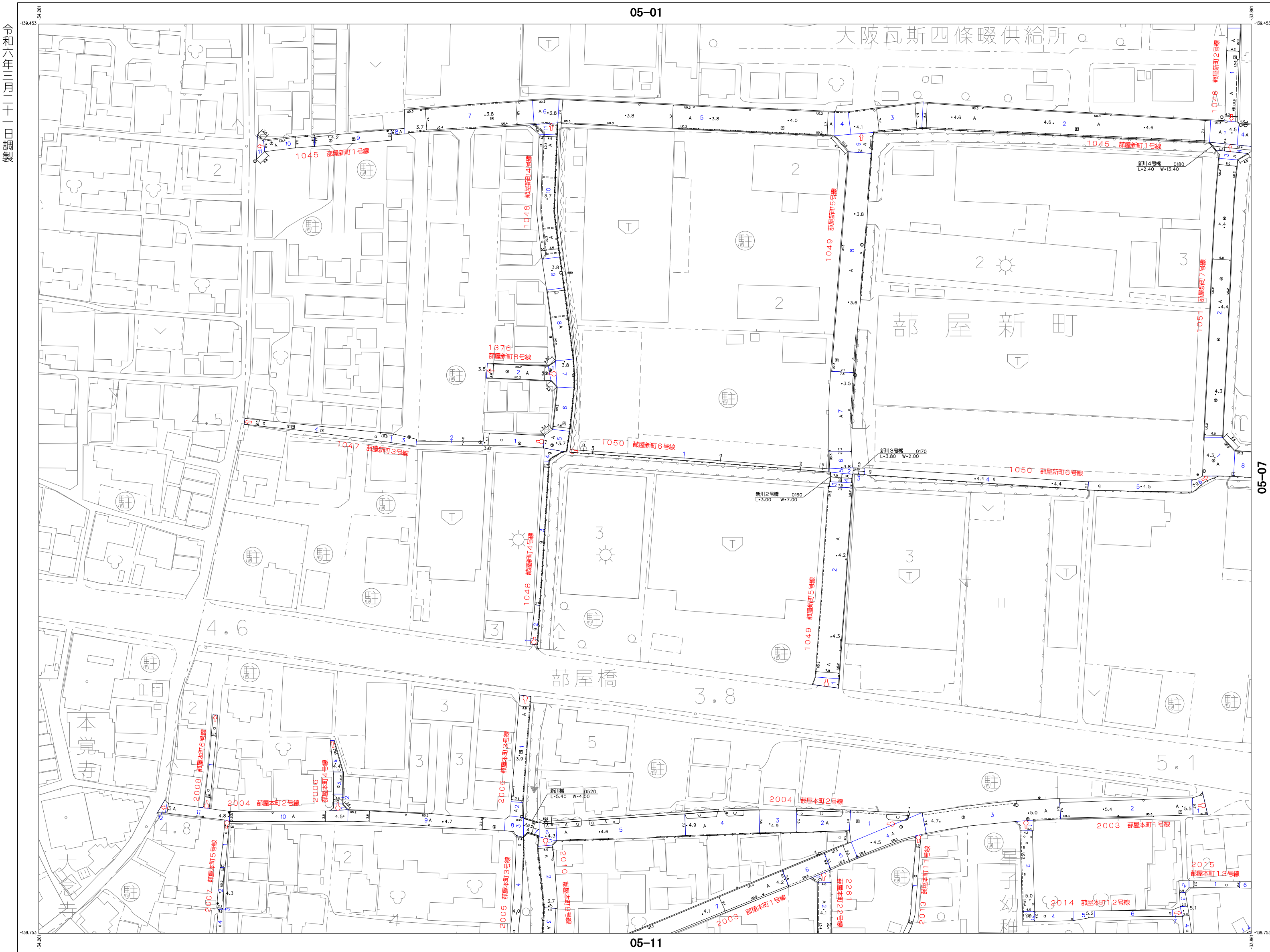
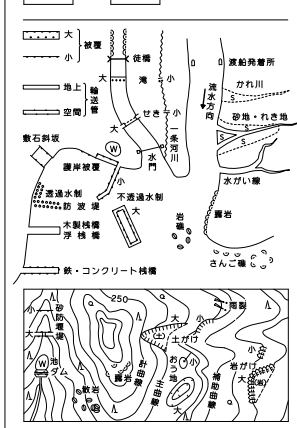
५३

	普通建物	△ 37.2	三角点
	黒ろう建物	□ 25.62	水準点
	黒ろう建物	△ 25.6	電子基準点
	黒ろう建物	□ 42.3	多角点及び埋石を有する図根点等
	黒ろう建物	▽ 35.6	市多角点
	黒ろう建物	△ 25.73	市水準点
	簡壁倉	・ 12.3	埋石を有しない標高点
	堅ろう簡壁倉	・ 15.8	図化機測定による標高点

[illegible]

	鐵道線路		普通快速 線
	國道		特快軌道 線
	府道		新 線
	市道		建設中の軌道
	建設中の道路		プラットフォーム 及び降車場
	歩道、分離歩 道		橋
	橋歩道、分離歩 道の設置等		軌道線
	林		軌道線の敷 設
	人工地帯		送電管 道
	土壌等		区 界

	都・府・県界		町・村界
	北海道の支庁界		調整区域界
	都市特別区界		大気(○)界
	市界		
	市界		
	市界		

[illegible]

1. 撮影 昭和57年10月
1. 測図 昭和58年 1月
1. 現調 昭和58年 3月
1. デジタル化 平成31年 3月

補 正 年 月 日		路 線 番 号
1	昭和61年 3月31日	1045 1049
2	平成10年 3月19日	2003 2261
3	平成16年 3月31日	1047 1048 1376
4	平成24年 3月30日	2014
5	平成28年 3月18日	1045
6	平成31年 3月31日	デジタル化
7		1051
8		

补 正 年 月 日	路 线 番 号
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	

「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所有の測量標及び測量成果を使用して調整したものである。
(承認番号)昭57近公、第 71 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の許可をうけて得たものである。(許可番号)平10近公 第287号」

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅶ座標系
投影は横メルカトル假法
図郭は表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は1メートル

計画機関 四 條 暇 市
作業機関 ア ジ ア 航 測 株 式 会 社